

## 西宮市地域防犯活動の推進に関する協定（平成30年10月16日）

西宮市（以下「甲」という。）、西宮警察署・甲子園警察署（以下「乙」という。）及び西宮防犯協会・甲子園防犯協会（以下「丙」という。）は、西宮市内における地域防犯活動の推進に関し、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的） この協定は、「地域の安全は地域で守る」という考えの下、甲、乙及び丙が連携し、犯罪防止に取り組む体制を構築することにより、地域による自主的な防犯活動を持続可能なものとするとともに、犯罪の起きにくい社会づくりを効果的に推進し、もって安全で安心な市民生活の実現を図ることを目的とする。

第2条（連携、協力） 甲、乙及び丙は、次に掲げる事項について連携及び協力する。

- (1) 市民等への防犯知識の普及及び防犯意識の啓発に関すること。
- (2) 自治会等地域団体が行う防犯活動の支援に関すること。
- (3) 地域防犯力の向上に資する活動に必要と認められる情報の提供に関すること。

第3条（甲の役割） 甲は、安全で安心な市民生活の実現に資するための防犯施策を推進する。

- 2 甲は、関係機関及び防犯に関わる各団体間での情報共有及び調整を図る。
- 3 甲は、丙が取り組む地域防犯力の向上に資する活動に対し、助言及び支援を行う。

第4条（乙の役割） 乙は、地域に密着した防犯対策を推進する。

- 2 乙は、甲及び丙が取り組む地域防犯力の向上に資する活動に対し、犯罪の発生状況の情報提供並びに助言及び支援を行う。

第5条（丙の役割） 丙は、自治会等地域団体、甲及び乙との間の連絡調整を行う。

- 2 丙は、地域防犯力の向上に資する主体的な活動に取り組む。

第6条（遵守事項） 甲、乙及び丙は、この協定を運用するに当たって知り得た情報を当該協定の目的以外に使用してはならない。

第7条（協議） この協定に定めのない事項で協議する必要があるとき又はこの協定の内容を変更する必要があるときは、甲、乙及び丙間における協議の上、定めるものとする。この協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲、乙及び丙がそれぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。